

岩内町告示第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年8月6日

岩内町長 木村清彦

1. 都市計画の種類 下水道
2. 都市計画を定める土地の区域
  - ア 名称 岩内・共和公共下水道
  - イ 位置 排水区域に編入する土地の区域  
岩内町字大浜の一部  
(縦覧に供する都市計画案の図書のとおり)
3. 縦覧場所 岩内町建設経済部都市整備課